

千葉県内の建築物等における木材利用促進方針

平成 23 年 3 月 31 日付け 森第 2205 号

一部改正 令和 5 年 3 月 31 日付け 森第 3018 号

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第 11 条第 1 項の規定により千葉県内の建築物における木材利用促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものとする。

1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

森林は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等多面的機能を有している。

国内の多くの人工林が本格的な利用期を迎える中、木材の利用を促進することは、「伐って、使って、植える」の森林資源の循環利用を進め、その森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的発揮、地域経済の活性化に貢献するものである。

木材利用の促進に当たっては、森林資源の持続的かつ循環的な利用となるよう森林計画等に沿った伐採及び伐採後の再造林等の確保など、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立のため、木材の供給側と利用側が連携し、再造林可能な立木価格の実現を目指すことが重要である。

また、森林はその成長過程で、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的小ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材利用の促進は脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りで人をリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されているが、建築用木材や部材等の技術革新や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築基準の合理化等により、大部分が非木造となっている非住宅の建築物や中高層建築物について木材を利用できる環境が整いつつある。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用により、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に貢献することが期待される。

そこで、県は本方針に基づき、その整備する公共建築物における木材の利用に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木材利用に関する技術的情報の提供、木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築物木材利用促進協定制度の周知及び木材利用の意義に関する普及啓発に取り組むものとする。

加えて、県は、公共建築物を整備しようとする市町村が木材利用に取り組みやすい環境整備に努めるものとする。

2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

(1) 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県は、法第13条の規定を踏まえ、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成等を図るために、CLTや木質耐火部材等の普及、木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

(2) 住宅における木材の利用の促進

県は、法第14条の規定を踏まえ、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供に努めるものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

ア 建築物木材利用促進協定の周知

県は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度（注1）について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し制度の周知に努めるものとする。

イ 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

ウ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県は、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表するものとする。

（注1）建築物における木材利用を促進するため、建築主である事業者等と国又は地方公共団体が協定を結び、木材利用に取り組む制度。

(4) 公共建築物における木材の利用の促進

本方針に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には表1に掲げるような建築物が含まれる。

公共建築物の設置者は、整備する公共建築物について、木造化（注2）及び内装等の木質化（注3）を積極的に促進するものとし、以下のア及びイに留意するものとする。

ア 木造化に当たって留意すべき点

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を促進し、低層以外の公共建築物についても木造化に努めるものとする。

なお、その際木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。

ただし、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される以下の公共建築物については、木造化を促進する対象としない。

また、この判断は施設を構成する個々の建築物に対して行うものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。なお、伝統建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断する。

○木造化を促進する対象としない建築物の例

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
 - ・治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
 - ・危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
 - ・博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設
- など

イ 内装等の木質化に当たって留意すべき点

木造化が困難と判断されるものも含め、公共建築物の使用目的や機能等を考慮しつつ、表2の公共建築物において内装等の木質化を促進する部分、特に、県民の目に触れる機会が多い部分や木材の特性を活かせる部分について、重点的に内装等の木質化を促進するものとする。

ただし、建築基準法等の規制を受ける場合や当該建築物に求められる機能等の観点から内装等の木質化が困難な理由がある場合は、内装等の木質化を促進する対象としない。

加えて、建築用木材以外についても、公共建築物で使用される机等の備品及び文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用促進を図るものとする。

また、暖房器具やボイラーを導入する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

併せて、公共土木工事における工作物においても、その耐久性や強度に十分配慮しつつ、今後の規制の見直しや技術開発の動向等を踏まえ、木材利用の促進に努めるものとする。

表1 木材利用を促進すべき公共建築物について

種類	具体的な事例
学校	校舎、体育館、武道場、部室棟等の付帯施設等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等
病院・診療所	県営、市町村営、民営の病院・診療所
運動施設	体育館、武道場、水泳場等
社会教育施設	図書館、博物館、公民館、青少年自然の家、県民の森関係施設等
公営住宅	県営住宅、市町村営住宅等
庁舎	県庁舎、市町村庁舎、警察関係施設等
公務員宿舎	職員住宅、教員住宅等
その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等

表2 公共建築物において内装等の木質化を促進する部分

種類	内装等の木質化を促進する部分	
	共通部分	施設ごとの部分
学校		教室、職員室、保健室、図書室、 体育館、武道場、部室棟等
社会福祉施設	エントランスホール	居室、娯楽室、リハビリ室、面談室等
病院・診療所	ロビー	待合室、診察室等
運動施設	廊下	体育館、武道場、水泳場等
社会教育施設	会議室又は研修室	展示室、宿泊室、図書室等
公営住宅	食堂	居室等
庁舎		事務室、応接室等
公務員宿舎		居室等
その他		駅舎の待合せ場所、高速道路の休憩所、 観光案内所等、 県民の目に触れる機会が多い部分等

(注2) 木造化とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注3) 内装等の木質化とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(5) 木材利用の啓発

県は、関係団体等と連携し、県民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページ等において木材の利用の効果について普及啓発を行うものとする。

また、建築物における木材の利用について広く県民に関心と理解を深めてもらうため、関係団体等と連携した情報発信等を行うなど、木材利用促進に取り組むとともに、現行の表彰制度において、県産木材等の県産品を活用した建築物の応募を積極的に呼びかけるものとする。

3 県が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

(1) 木造化及び内装等の木質化の目標

県は、その整備する公共建築物のうち、低層の公共建築物について、原則として木造化を図るものとし、低層以外の公共建築物についても木造化に努めるものとする。

また、県は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、2の(4)の表2に掲げた部分を中心に、内装等の木質化を図ることが可能な部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

(2) 建築物以外の木材利用の目標

県は、建築物以外においても木材利用の促進に努めるものとし、その目標は以下に掲げるとおりとする。

ア 備品及び消耗品分野における木材利用の促進

県は、木材を原材料として使用した机、椅子、収納庫、その他の備品及び文具類等の消耗品の利用に努めるものとする。

イ 木質バイオマスの利用促進

県は、暖房器具やボイラーを設置する場合は、県内資源の活用や燃料の供給体制について配慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

ウ 県が実施する工事等における工作物への木材利用の促進

県が実施する公共土木工事においては、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。工事における木材の使用に当たっては、その耐久性や強度に十分配慮し、構造計算の必要ない木柵工等の簡易な施設において積極的に利用するほか、今後の規制の見直しや技術開発の動向等を踏まえ、木材利用の促進に努めるものとする。

なお、上記（1）（2）について、県がその整備するすべての公共建築物等において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）は、可能な限り県産木材の使用に努めるとともに、千葉県環境配慮物品調達方針（注4）に即した調達に努めるものとする。

（注4）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年県で定める環境に配慮した物品の優先購入を進めるための方針。

4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

（1）木材の供給に携わる者の役割

建築物における木材利用の促進を図るために柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性に対応した長尺・大断面の木材等が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業事業体、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が伐採後の再造林等が確保されているなど森林・木材の持続可能性に配慮し、以下について連携して取り組むことが期待される。

取組主体	具体的な取組事例
森林所有者、林業事業体等	<ul style="list-style-type: none">・林内路網の整備・林業機械の導入・低密度植栽などによる再造林等作業コストの縮減・施業の集約化等による林業の生産性の向上等
木材製造業者等	<ul style="list-style-type: none">・建築物の整備における木材の利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材の製造の高度化及び流通の合理化等
木材の供給に携わるすべての者 (森林所有者、林業事業体、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者)	<ul style="list-style-type: none">・木材の需給に関する情報の共有・価格形成過程の透明化による再造林等可能な価格での木材の安定的な供給・調達に向けた合意形成の促進・ちばの木認証制度（注5）等により合法性等が証明された木材の供給体制の整備等

（注5）ちばの木認証センターが運用する制度で、千葉県内の森林から森林法等の法令に基づき適切な手続きを経て伐採された木材及び製材加工等された木材製品の产地及び合法性を証明する制度。

（2）県の役割

県は、上記（1）の取組を推進するため、技術情報等の提供に努めるとともに、林業事業体等における森林経営計画の策定や、林業事業体、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者及び設計・施工に携わる者が連携して行う県産木材の供給体制づくりを支援するものとする。

また、県は、国及び市町村と連携し、これらの木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定支援を行うものとする。

5 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

(1) 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項等

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて考慮するものとする。

さらに、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

また、備品や消耗品についても、購入費だけでなく、機能、安全性、耐久性、廃棄コスト等についても考慮するものとする。

以上のとおり、コスト面での考慮を前提としながら、木材利用促進に当たっては、その意義や効果を考慮するとともに、公共建築物の利用者のニーズや公共建築物の用途や設置目的に応じた木材の利用による付加価値、PR効果等も考慮し、コスト面のみでの適否の判断とならないよう総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 県以外の者が行う木材利用促進への取組に対する支援

県は、県以外の者が整備する建築物の整備主体に対して、本方針の趣旨を伝えるとともに、木材利用促進に向けた情報提供に努めるものとする。

また、市町村においても木材利用に向けた取組が促進されるよう、法第12条の規定による市町村方針の策定を働きかけるとともに、必要な情報提供に努めるものとする。

さらに、県は建築物以外の備品や消耗品における木材利用を進めるため、これらの取組を促進しようとする者に対する支援に努めるものとする。

(3) 建築物等における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

建築物等における木材利用促進を効果的に図っていくため、県産木材利用推進庁内連絡会議において、木材利用促進に向けた措置の検討等を行い、その成果を公表するものとする。